

特別貴重書の閲覧について

- (1) 特別貴重書の閲覧は、5月および11月の第2水曜に限って許可する。休日にあたった場合には、直後の週日とする。
- (2) 閲覧希望者は、1ヶ月前までに、下記の書類をそろえて東洋文庫図書部に閲覧を申請するものとする。
 - ・貴重書閲覧申請書（所定の様式）
 - ・申請者の履歴書、業績表
 - ・資料原本の閲覧を申請する理由を記載した願い書
- (3) 閲覧は3階閲覧室の指定された場所にて行う。

以上

2018年7月10日
東洋文庫図書部